

社会政策社会理論に関する一考察：矢島教授の所説について

KANZAKI, Kazuo / カンザキ, カズオ / 神崎, 和雄

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and Labour

(巻 / Volume)

23

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

41

(終了ページ / End Page)

92

(発行年 / Year)

1976-10-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00018053>

社会政策社会理論に関する一考察

——矢島教授の所説について——

神 崎 和 雄

一

第二次大戦終了後、昭和二十四年初め頃より、先覚達によって「社会政策本質論争」が活発に行われた。現在、「本質論争」は多くの貴重な成果を残しながら、「未解決のままに鎮静している」⁽¹⁾。「本質論争」については「論争の不毛性」が指摘される一方、「重要な基本的問題が明らかにされ、現実の具体的な労働問題の分析、賃労働自体の歴史的⁽²⁾研究などがうながされた」⁽³⁾とも評価されている。

本稿は、「本質論争」に参加され、「社会政策本質論争」が「余りにも概念的議論にはしり、抽象に傾いたと批判されたが、少くともそれを通して我々が理論的に正確な概念の把握を得たことは、社会政策研究における多大の収穫であった。我々はこの成果をとり入れて更に理論的構造を追求し、それに基づいて次第に社会政策理論全体の『具体的』な発展を行なうことが必要であろう」⁽⁴⁾と論争に積極的評価を与えられている矢島悦太郎教授の所説を、筆者なりに理解して整理することを目的としたものである。したがって矢島教授の所説に対する解釈に誤りがあれば、すべて筆者

の責任である。

矢島教授の所説も、主として、「本質論争」の出発点となった大河内一男教授の社会政策理論である。「大河内理論」に対する批判を中心に展開されている。大河内教授は、社会政策もまた資本主義社会における政策である限り、経済政策と等しく資本制経済秩序に対立するものではありえない、といわれる。そして従来の伝統的社会政策理論による社会政策の本質規定をすべて外在的把握として退けられ、「資本論」の方法的立場に依って、社会政策の本質を資本制経済秩序の「内的必然性」から把握するという画期的構想を主張された。大河内教授によれば、「社会政策は資本制産業の再生産を、生産要素たる『労働力』の確保と培養を通して安定せしめ、且つその高度化の条件を『労働力』の面から保証しようとするものであり、そのための国家の政策である。⁽⁵⁾」社会政策とは資本制経済秩序に内在する機構的要請であり、資本制経済それ自体の中から生みだされた経済的に合理的な政策として理解されなければならない。資本主義社会が存在し、発展するための基本的条件は生産要素としての「労働力」を資本にとって総体として健全な状態で保持することであり、このような労働力に対する経済的「要請」を実現するための国家による合理的手段の体系が社会政策にほかならないのである。それゆえに社会政策といわれる一連の国家の政策は、資本制経済の再生産条件と係わらしめて、生産政策的意味を有するものとなる。

この場合、政策主体としての国家は、資本と労働との階級対立から超越した中立的な第三者的立場を代表するものではない。国家は「社会的総資本」あるいは「総体としての資本」の意志の忠実な執行人ないし代表者たる近代国家である。社会的総資本または総体としての資本とは、資本主義社会の合理的精神、理性、悟性などを資本の名をもって呼んだのであり、一つの擬制である。それでは社会的総資本Ⅱ近代国家が、なぜ社会政策の主体として登場しなけ

ればならないのであろうか。商品としての労働力は販売に当って、他の商品の価格が生産費を償うものでなければならぬと同様に、原則としてその再生産費 \parallel 生活費によって購入されなければならず、その限りにおいて価値通りの支払を受けることになる。これは資本主義社会において作用する自然律であり、この自然律 \parallel 価値法則を無視するならば、資本制生産の順当な発展は困難となる。個別資本による労働力の購入は、その消費によって利潤をうることに目的であるから、社会的総資本 \parallel 近代国家の関与がなければ、「剰余価値に対する吸血鬼的渴望」によって行動する個別資本は労働力の磨滅と喰潰しに向うのである。社会的総資本 \parallel 近代国家の立場は個別資本の立場とは異なり、労働力に対する個別資本の非合理的濫用に対立して、生産要素たる労働力を総体として長期にわたって健全に再生産し、たえず資本制的産業社会に供給しようと意図する。このように社会政策とは国家が個別資本の貪欲を抑え、労働力基底を維持して、資本制経済秩序の存立と発展を促進するための手段である。労働者階級の抗争は人道主義的運動、社会事業的啓蒙や民族衛生的要求とならんで、社会的総資本の合理性を反省せしめ、社会政策の本質をよりよく実現するために外部から作用する単なる与件にすぎない。社会政策の本質をこのように把握することによって、資本制経済は発展段階に応じてつぎの三つの経済的要請をもつことになる。(一)労働力の創出と調達、(二)労働力の保全と培養、(三)組織された労働力の確保、である。これら三つの各発展段階に対応する社会政策は、第一段階では惨虐立法および救貧法であり、第二段階では各種の労働者保護規定と社会保険立法であって、第三段階においては解法立法と呼ばれる労働組合法を中心とする労働者組織法である。この三つの要請が社会政策の理論体系を歴史的、論理的に構成することになる。

(1) 矢島悦太郎「社会政策本質論争補遺」(経済学論纂、第二卷第五号)、二五頁。

- (2) 隅谷三善男「労働経済論」八五頁。
- (3) 平田富太郎「社会政策の思想と理論」(平田・佐口編『社会政策講義』所収)、一八一—一九頁。
- (4) 矢島悦太郎「社会政策本質論争」(社会政策学会編『産業合理化と労働問題』所収)、一六九頁。
- (5) 大河内一男「社会政策(総論)」改訂版、八六頁。

二

右に述べた大河内理論によれば、社会政策は基本的に合理的精神、理性や悟性などの体现者である近代国家が、目的にして本能的な個別資本による貪欲で非合理的、短期的な「労働力」の濫用と早期の喰潰しに対して不断に闘争する結果としてもたらされる。すなわち社会政策は、「個別資本における資本の本能」と「社会的総資本の理性」との相克の帰結として成立するのである。このような大河内理論は「本質論争」の端緒をつくられた服部英太郎教授をはじめ、論争の過程で諸学者により社会政策を生産政策的観点から考察して、その本質を経済機構的のみ把握し、社会経済機構的に分配・生産政策的立場から把握していない。換言すれば、社会政策の本質は経済的必然性と社会的必然性の統合の上に把握されなければならないと批判された。

矢島教授は、社会政策の本質について経済的、社会的統合論の見地に立つことを表明される。そして社会政策が、社会的総資本Ⅱ近代国家と盲目的、本能的な個別資本との間に行われる闘争の産物であるという理論的立場を採るならば、「資本主義の政策であるべき社会政策のなかから資本の運動法則が排除され、その本質が資本主義の基本的矛盾と関係することなく、したがって非現実的・抽象的にのみ把握されるにすぎない⁽¹⁾」といわれる。大河内理論において

は、労働者階級の抗争やその他の諸階級の相関的対抗関係は社会政策の実現過程から排除され、その結果おのずと国家権力の性格解明も等閑視されることになる。大河内教授が「資本論」の方法を継承するのであれば、労働力商品の矛盾から必然的に生ずる資本家階級対労働者階級の対抗関係と関連させて、社会政策の本質を考察しなければならぬ。単なる「労働力」の「確保と保全」培養のごときは、いかなる社会にも妥当する法則性であって、資本主義社会に固有の法則性を表わすものではない、といえる。したがって、そこから社会政策の必然性を導き出す理論的根拠は存在しない。大河内理論の誤謬は、主として悟性、理性ないし合理的精神の別名にほかならない特異な社会的総資本の觀念に由来するのである。それは「新カント学派的方法」あるいは「マックス・ウェーバー流の二元論的方法」を採ることによって生ずる矛盾の現れである。この抽象的な社会的総資本が具体的な資本家階級となることによって矛盾は克服され、資本家階級が労働力に、したがって労働者階級に対し、いかに対処するかという資本家的意図および社会政策の実現過程が正しく考察できる、といわれる。

矢島教授によれば、「社会政策とは、資本主義社会の発展過程で、その内在的法則の作用にもとづいて必然的に生ずる労働問題の発展と諸階級の抗争にさいし、労働者階級による労働力価値補償の要求にたいする資本家階級の譲歩、それをめぐる労働者の社会的権利の法的確認について、国家のおこなう政策として現われるところの、方策・施策の総体をいう⁽²⁾」のである。社会政策論あるいは社会政策学は、この国家の政策事実としての社会政策の目的と効果ならびに社会政策が成立する原因を、客観的に解明しようと試みる科学である。社会政策は資本制生産方法の発達に伴い資本家階級と労働者階級が明確に現れ、両者の間に生じた諸問題に対処する国家の政策である。その内容は労働者の保護と社会的権利の確認であって、労働運動の取締りや弾圧・抑圧手段などは社会政策に属するものではない。

い。社会政策は種々な要因が相互に作用して実現するのであるが、基本的には労働者階級の抗争に対する資本家階級の譲歩として行われるのである。労働者階級の抗争と要求が生ずる原因は、資本主義の内在的必然性に求められねばならない。矢島教授は資本主義社会の内在法則＝経済的運動法則を「資本制蓄積の一般的法則」＝「窮乏化法則（貧困化法則）」と解される。窮乏化に基づいて労働者の窮乏状態と窮乏意識が生じ、労働者階級の要求と抗争が発生することになる。社会政策の実現は労働者階級の窮乏に起因し、その抗争に対する資本家階級の譲歩の結果もたらされる。社会政策＝資本家階級の譲歩策は労働者階級の要求と抗争を基底的要因として成立するのである。しかし、労働者階級の抗争が社会政策実現の唯一の決定要因ではない。「資本制蓄積の一般的法則（窮乏化法則）」からは異なる現象が現れ、それらが相互に作用しあつて社会政策の実現が促進される。たとえば、先見的資本家＝開明的資本家の啓蒙運動、資本間競争、軍事上の要請あるいは民族衛生的要求も重要な役割を果すのである。

社会政策の実現は労働者階級に対する資本家階級の譲歩に基づくものであるから、社会政策の対象は主として賃金労働者であり、他方政策主体は資本主義的国家である。社会政策は国家によって実施されるのであるが、その場合に国家権力を掌据して政策主体の地位にあるのは最も有力な階級といえる。一般に資本主義社会において資本家階級が最有力階級である。社会政策の実現は資本家階級の譲歩という形をとるにもかかわらず、現実には労働者階級の要求がそのまま認められるわけではない。社会政策は資本家階級の主体的意図を通して実現されるから、資本家階級の一方的譲歩ではありえないのである。譲歩策としての社会政策の中には規則的部分や制限的条項も含まれるし、取締りや弾圧立法と共に実施される場合もある。その結果、政策主体のさまざまな意図を反映して、社会政策は実施の時点において労働政策の一環に転化される。さらに社会政策が譲歩策であるとしても、譲歩自体が政策主体＝資本家的国

家の主導的立場によって行われるため、資本主義的諸政策の中心である経済政策の観点から、あるいは経済政策の特
殊な領域を占める政策として実施されることになる。

資本制蓄積の一般的法則（窮乏化法則）の現れ方は資本主義の歴史的発展段階に応じて異なるため、各段階におい
て政策主体が行う社会政策も異なってくる。社会政策の発展段階についての時期区分はおおよそ、(一)産業資本主義段
階、(二)独占資本主義段階、(三)国家独占資本主義段階の三つに分けることができる。これに対応する社会政策は、産業資
本主義段階では工場法と若干の労働保護法であり、独占資本主義段階では労働組合法、労働争議法、最低賃金法、職
業紹介法、労働者災害賠償法や失業保険などの各種社会保険であって、国家独占資本主義段階では社会保障という新
しい形態の社会政策である。国家独占資本主義段階では、社会保障が社会政策的方策・施策の中心的地位を占めるよ
うになる。各段階における社会政策は窮乏化の程度に照応し、また階級的対抗関係の変動と、それに基づく政策主体
の構造変化を反映しながら進展して行くのである。

既に述べたように、社会政策は資本と労働という二大階級の対抗関係を通じて実現される。資本主義社会において
は資本家階級と労働者階級が最も主要な階級であり、他の社会諸階級はこの両階級に対して程度の差はあれ従属的な
いし依存的立場におかれている。階級的対抗関係も、この資本と労働の二大基本的階級の対抗関係を軸として展開
されるのである。しかし、他の諸階級と資本ならびに労働の両階級の間にも、諸階級間にも対抗関係があり、それらの
相関的対抗関係が錯綜して相互浸透的な作用をする。とくに地主階級および旧中産階級が経済的に一定の勢力を有
し、数的にも広汎に存在して社会的に独立の地位を保持している場合には、諸階級間の対抗関係はより複雑となる。
したがって社会政策は社会諸階級の対抗関係を通じて実現され、政策の実現に参加する諸階級の性格によって制約さ

れる。この場合、社会政策の実現を最終的に決定するのは、他の諸階級の要求を主導的に調整し、修正する支配階級を代表する政策主体の意図である。社会政策は政策主体の主体的、主導的な意図を通してのみ実施されざるをえないのであるから、国家権力の構造・性格Ⅱ政治支配の形態の解明が必要となる。矢島教授によれば、政策主体である国家の性格は基本的に二つの類型に分けることができる。一つは非資本家階級が政策主体となっている「例外国家」である。他の一つは資本制的生産関係に対応して、資本家階級が国家権力を掌握している「正常国家」である。教授はこの二つの基本的類型の中で、国家権力を副次的に類型化することが可能であり、それらすべてを含む国家権力の交替と推移についての考察が重要である、といわれる。国家権力の性格は、資本制生産の歴史的発展段階に対応する諸階級間の相関的対抗関係の進展と変化によって決定される。しかし各国における歴史的に特有な経済的社会的諸条件に依りて、階級的対抗関係は多様な差異を示し、それを基盤とする政策主体Ⅱ国家の性格も特殊的に異なってくる。それゆえに、各国における社会政策の体系と内容、実現順位や成立過程も必然的に異なるのである。各国の資本主義は共通の基本的構造もっており、その構造的矛盾から生ずる共通の性格を有している。しかしながら各国の資本主義は、それぞれ独特な歴史的、社会的諸条件によって制約された特有な構造とならざるをえない。したがって、国家形態の相違に基づく社会政策の類型化による研究が重要な意義をもつのである。矢島教授はほぼ以上のような見解からつぎのようにいわれる。社会政策の「経済理論」とは、資本制蓄積の一般的法則（窮乏化法則）の作用の変化に伴う労働者階級の抗争の形態変化と、社会政策の形態変化との関連性を考察するものである。他方、社会政策の「社会理論」は、社会諸階級の対抗的相関関係の帰結としての国家権力の構造変化Ⅱ政治支配の形態変化と、社会政策の体系ならびに実現過程との関連性を考察することになる。

(1) 矢島悦太郎「社会政策社会理論研究」二頁。

(2) 矢島悦太郎編「社会政策概論」四頁。

三

以上の矢島教授の所説について、教授の論述をかりながら筆者の見解と解釈を述べてみたいと思う。

矢島教授によれば、大河内理論の批判に始まる「本質論争」の中心的な論点は、つぎの二つに分けられる。第一点は、社会政策の主体として抽象的な「社会的総資本」という観念を設定されたため、社会政策の実現過程から労働者階級の運動が排除されたことである。第二点は、「資本論」の方法に依拠して、「労働力」商品についての経済理論を導入されたさいにおけるマルクス理論の適用の仕方の問題である。矢島教授は、大河内理論の精髓は第一論点にあり、「大河内理論批判」とは第一論点に対する批判である、といわれる。大河内理論における社会的総資本の観念に対する批判が大河内理論批判であって、大河内理論の矛盾のすべてはこの特異な社会的総資本の観念を設定されたことの中に胚胎している、と強調されるのである。したがって教授はまずこの「社会的総資本」について検討され、つぎのようにいわれる。「大河内教授は、その優れた構想と精緻な研究に反比例し、きわめて単純な方法的誤謬に出發されているように思われる。すなわちそれは、教授が、人間ならびに人間社会の本性たる悟性や合理的精神を、資本主義社会ならびにその支配者たる資本家階級をして体现せしめ、かつこれを資本主義社会に持有なものとなし、そしてこの抽象的・超越的な悟性⁽¹⁾合理的精神をもって、具体的、現実的な資本家的社会政策の主体とされたことである。」大河内理論における社会的総資本とは、個別資本が具体的に現実的な姿をもって現れるのに対し、具体的な形を与

えられているものではなく、一つの抽象であって現実的に具象的な形で存在し活動しているわけではない。「もともと社会的総資本とは、いわばひとつの擬制であって、現実的にこのような資本が個別資本のように可視的な形で、存在するわけではない。それはいわば資本制的産業社会の合理的精神を資本の名を以って称んだに過ぎないものである。⁽²⁾」近代国家は単に社会的総資本の意志の忠実な執行人あるいは代表者であり、現象的には政策主体であるが、社会政策の「真の主体」は抽象的な「社会的総資本」である。矢島教授はマルクス理論でいう社会的総資本は労働者階級に相対する具体的な総資本家階級を意味するのであって、大河内理論におけるように抽象的存在ではない、と指摘される。そして大河内教授がこのような社会的総資本の観念を設定されて、そこから社会政策論を展開されるのは、「論理的なものをもって実在的なものと混同する新カント学派的方法論の誤謬、あるいはさらにマックス・ウェーバー流の二元論の矛盾を継承するものであるように思われる」といわれ、ウェーバー的ないし新カント学派的方法論の克服を主張されるのである。⁽³⁾

新カント学派は、マールブルグ学派と西南ドイツ学派に分けられるが、両学派は共にカントの構成的認識論の立場を採り、それを徹底させて客観的実在としての「事物」から離れた「理性の力」を回復しようとしたといわれている。ただしカントの構成的認識論を受け継ぐといっても、マールブルグ学派はカントの先験的分析論を重視し、西南ドイツ学派は先験的弁証論を徹底させようとするのである。矢島教授は「マックス・ウェーバーは、リッケルトによって創始された自然と文化の二元論的立場をとり、さらにこれを論理的に展開せしめたところの、新カント学派の流れをくむ社会哲学者の一人である⁽⁴⁾」といわれている。リッケルトは西南ドイツ学派に属する学者であるから、この場合、「ウェーバー流の二元論」と「新カント学派的方法」とは同じことを意味すると理解してよいであろう。

西南ドイツ学派の学説は、全体として、哲学の役割を認識論に限定し、カント哲学の先験的弁証論を継承して、經驗的事物に対して先験的価値あるいは普遍的価値を認識の「規範」として事物の根底に定立する。たとえば、真、善、美、聖などの価値は經驗的に把握できないが、すべての認識の規範として存在するものであるとされている。この規範のもつ普遍性はあらゆる事物に共通し、先験的に完全な普遍妥当性をもたねばならないとされた。またこの学派はカント哲学を基礎として、文化科学・歴史科学は事物の個性的価値ないし個性をとらえるものであると見た。他面歴史哲学を基礎づけるために、全歴史過程の意味を統一的に説明しうる超歴史的、没時間的価値をえなければならぬ。そのさい内容的に決定された絶対的価値を標準として前提する必要はなく、純形式的価値がえられればよく、その内容は歴史・事物からえられる、とした。この純形式的であって無制約的価値の原理とは、カント哲学の意味における「理念」である。この学派は人間存在の目的は、その理性に従いその自由によって、己に与えられた事業をなし遂げるにある、としている。それゆえ、歴史は必然によってではなく、人間の自由と理性によって造られると考え、歴史に積極的な意義を与えようと試みている。⁽⁵⁾

大河内教授の設定された社会的総資本Ⅱ真の政策主体は、資本主義社会の合理的精神、合理性、悟性あるいは理性を資本の名をもって表現したものである。具体的で現実的な個別資本に対して社会的総資本は觀念の中のみ存在し、個別資本の盲目性と本能性に対して産業社会の総体としての資本の理性を代表している。社会的総資本とは個別資本の労働力に対する濫費や早期の食潰しを防止し、長期にわたり生産にとって不可欠の要素である労働力素材の面から、国民経済総体としての再生産の条件を確保しようと期待する資本の合理的、理性的な立場である。したがって大河内理論における社会政策の本質規定は、生産要素としての「労働力」の「確保と保全Ⅱ培養」である。これを

通じて社会的総資本Ⅱ近代国家は、資本制産業の再生産の安定と高度化の条件を保証しようと意図するわけである。矢島教授は、大河内理論の本質規定はあくまでも労働力の「確保」であるといわれる。しかし主として労働力保全の機構的、経済的必然性が問われねばならないという見地からすれば、労働力の確保は基本的に保全Ⅱ培養によってなされると見てよいであろう。ここでいう社会的総資本の合理性ないし理性とは労働力素材の保全に係るものである。生産要素としての労働力素材の取扱に関する合理的精神あるいは合理性の意味は、「資本制経済が資本制経済として順当に機能するためには、その『労働力』は、機械や原料に対する平準的な注意と同様に、経済的視点から考えても充分の配慮に値するものなのである。」⁽⁶⁾この労働力の保全Ⅱ培養に対する合理的配慮についてより具体的にいえば、「我々は例えば、他の生産資本たる機械に対する注油や掃除によって、その『濫用』を防ぐことが、機械取扱上『合理的』であることを想起すれば足りる」⁽⁷⁾というものである。それゆえに、労働力の保全Ⅱ培養に資本制経済あるいは資本主義社会の名を冠せられたとしても、労働力の保全培養は必ずしも資本主義に内在的な法則性を示すものではなく、資本主義社会にもその他の社会にも妥当する法則性といえるであろう。さらに矢島教授は、マックス・ウェーバーは歴史を合理主義の大きな発展過程と見なし、それに「労働生産性の向上」という内容を与え、その担当者を産業的中産階級に求めている、といわれている。⁽⁸⁾これと同様、生産政策的社会政策論といわれる大河内理論において、社会的総資本が合理的精神、理性、悟性などを代表するものであれば、労働力の保全Ⅱ培養という内容、換言すれば、経済的価値をそれに与え、その具体的、現実的担当者を資本家階級とした、ということもできるのではなからうか。したがって大河内教授が社会政策理論の中に設定された「社会的総資本」とは、歴史全体の発展過程を統一的に把握する超歴史的、没時間的価値であり、しかも純形式的、無判約的な価値と解することもできるように思われる。事物

に対する理性の優位を認められて、大河内教授が特異な社会的総資本の観念を設定し、そこから社会政策理論を展開されたことに対する「新カント派的」ないし「マックス・ウェーバー的」方法論に基づくものである、という指摘は妥当性を有すると考えてよいであろう。

大河内理論を肯定する立場に立つと否とにかかわらず、社会的総資本が現実的、具体的な資本家階級となることによって問題は正しい軌道におかれることになる。合理的、理性的に事物を認識する能力を人間は先験的に所有しているのであるから、資本家階級の一方的配慮によって労働力の保全 \parallel 培養が行われることはありえず、労働者階級もまた労働力の保全を資本家階級に要求しうるのである。労働力商品の販売者である労働者階級とその購売者である資本家階級は商品交換の法則によって規制されながら、「権利対権利」の対抗関係に入ることになる。この資本と労働との両階級の対抗関係を基礎にして社会政策は実現されるのである。資本家階級の一方的譲歩がありえないのと同じく、資本家階級の一方的な意図によって社会政策が実現されるわけではない。しかし社会政策が実現するためには、基本的に労働者階級の抗争と要求がなければならぬ。労働者階級の抗争とは、団体交渉からストライキにいたる広い範囲のものであり、産業革命期の一揆的騒乱も含まれる。分散的で自然発生的な抗争から目的意識的な抗争まで、階級間の利害の対立から生ずる争いのことであって、一般に階級闘争といわれるものに包括される。この労働者階級の抗争と要求は資本制蓄積の一般的法則（窮乏化法則）から生ずるのである。矢島教授は社会政策の実現する経済上の理論的根拠としての窮乏化を、「広義の窮乏化論」と「狭義の窮乏化論」という二つの側面から把握される。広義の窮乏化論とは生産過程の労働条件だけでなく労働者の生活全般、換言すれば、日常的な生活条件の悪化、環境破壊、労働市場の状況などを含むのであり、狭義の窮乏化論とは労働力の価値 \parallel 再生産費と価格の背離の問題である。教授は

狭義の窮乏化論を中心において、労働者階級の抗争と要求が生起する直接的原因を検討されるのである。窮乏化法則についてはいろいろの見解があるが、矢島教授は「価値以下説」を支持されるように思われる。その場合に「生活水準低下説」を前提とされ、価値以下説をその部分法則ないし特殊法則と考えていられるようである。

しかしながら社会政策の実現は、単に窮乏化に基づく労働者階級の要求と抗争からのみもたらされるのではない。先見的資本家⇨開明的資本家の啓蒙活動が社会政策の実現を促進するのに大きな役割を果すことがある。これは先見的資本家⇨開明的資本家の活動と関連して、資本家階級が労働者の要求または事態を先取りしたといえるのであり、かれらの活動も労働運動との関係において現れるのである。同様に、資本間競争によって社会政策が実現するということは、一部の資本家が労働者との団体交渉で譲歩し、労働協約の中に最低賃金や時間短縮などの労働条件を明文化せざるをえなくなることがある。「そこで彼らは、それにもとづく費用の負担を、他の資本家にも負わせ、資本間の競争条件を均等化せんとする。」⁽⁹⁾そのため社会政策の実現を図り、かれらの譲歩した条件を一般化せんとして立法化を提案するのである。したがって労働者階級の抗争が現実的には副次的、二次的な要因のように見えるとしても、ならんかの労働運動が存在して社会政策は成立・発展するのである。労働者階級が未成熟であって、その運動が社会政策の実現と表面的には直接に関係することがないようであっても、労働運動は社会政策を実現する基底的要因なのである。社会政策は資本家階級と労働者階級との対抗関係が根底に存在すれば、無制約的ではないが、階級間の力の強弱に、労働者の自主的組織や目的意識のあるなしにかかわらず登場するといえる。資本対労働の階級対立や労働運動があれば、少なくとも社会政策実現の条件が醸成されるのである。労働者階級の勢力や抗争が微弱であっても、政策主体⇨国家は情勢に応じて主導的立場から社会政策の実現を意図することになる。資本家が絶対的剰余価値の生

産から相対的剰余価値の生産へ移行する場合にも、その動因は労働者の抗争によって標準労働日が社会政策立法となつて確立されたためである。資本家は標準労働日が法認されたことにより、これまでの方法による剰余価値の収取が困難となり、それに由来する利潤の減少を補うため収取方法の変更をよぎなくされ、相対的剰余価値の生産という新しい収取方法を採用することになる。大陽寺順一教授は、「東ドイツの現代マルクス経済学派によつても、資本が絶対的剰余価値の生産方法より相対的剰余価値のそれへ移行する経済的必然性から、労働者保護政策をきそづけるクチンスキーやビュルターが存在する⁽¹⁰⁾」と述べられている。この点についていえば、絶対的剰余価値の生産から相対的剰余価値への生産方法の転換は、資本家が特別剰余価値 \parallel 超過利潤獲得のため、新式機械を導入して労働生産性の増大を図る場合にも行われるであろう。少なくとも当初において、機械や生産設備の改良が、特別剰余価値という相対的剰余価値生産のために、資本家の主体的意図の下に採用され、それに伴つて「労働力」の保全 \parallel 培養策が採られる場合もあるのではなからうか。矢島教授の所説によるならば、生産方法の合理化は必ずしも生産要素としての「労働力」素材の合理的取扱を意味しない、ということになるであろう。しかし相対的剰余価値の生産への移行が、直接的であれ間接的であれ、労働運動と常に結びつくかどうかは疑問の余地があるように思われる。

このように資本家階級の譲歩の結果として実現する社会政策の一部に制限的な規定が含まれていることをもつて、その立法が社会政策が否かを論じたり、同一立法の中の制限的規定の部分を社会政策でないとして除外したりすることは、社会政策に対する理解を狭隘化し観念化することになる。社会政策は資本家階級と労働者階級という二大基本的階級を軸とする諸階級相互の抗争と拮抗に基づく相關関係の帰結として資本家階級の主導の下に実現するのであるから、できるだけその効果を減殺することを目的として制限条項が設けられるのである。したがつて当該立法が全体

として賃金労働者の保護ないし社会的権利を承認するものであれば、社会政策＝資本家階級の譲歩策と見なすことができる。弾圧立法や制限的立法が社会政策と別個に成立し施行された場合には、そのような立法がなぜ実現したかという原因の解明が社会政策との関連で重要な課題になるのであって、弾圧立法や制限立法そのものは社会政策に包摂されない。矢島教授のいわれる社会政策とは、いわゆる「鞭」の政策手段を除外して、「飴」の政策手段に限定されるのである。ただ「飴」と「鞭」との関連を政策主体の主体的意図と社会政策の客観的効果に係わらしめて考察しようとするのである。

氏原正治郎教授は、矢島教授の所説には社会政策の本質規定がないという意味の批判をされている。⁽¹¹⁾ しかし以上のことから、矢島教授の社会政策本質規定は、「主として労働者階級の労働力価値補償の要求に対する資本家階級の譲歩に基づく資本制経済秩序の維持策」または「労働者生活の諸条件をめぐる労働者階級への譲歩に基づく資本制経済秩序の維持策」ということができるであろう。このさい資本家階級による譲歩とは、労働者の保護や社会的権利の法的確認のことであって、弾圧立法の撤廃などの譲歩は等しく譲歩であっても含まれない。なお「社会政策は労働者階級の要求にたいする資本家階級の譲歩として実現されるのであるが、法令となって実施される時点において、それは、最有力階級である政策主体の意図をもっともよく反映する。すなわち社会政策は政策主体の『労働政策』に転化される⁽¹²⁾」と矢島教授はいわれている。この見解について氏原教授は、矢島教授が「事実としての社会政策は存在しない、存在するのは労働政策だけだといわれる」と評されている。労働政策とは社会政策と治安対策・弾圧立法を共に包括するものであるから、事実としての社会政策あるいは社会政策的な事実は存在すると見てよいであろう。⁽¹⁴⁾ 社会政策が「政策主体の『労働政策』に転化される」とは、時期的な違いがあるとしても、社会政策の実現には必ず何らかの

形で弾圧立法・抑圧立法が伴うということを意味するものと考えられる。

矢島教授は、「本質論争」において提起された経済理論Ⅱ経済的必然性と社会理論Ⅱ社会的必然性との統合論の見地に立つ、といわれる。教授のいわれる社会理論とは、各国の社会政策の体系ならびに実現過程と各国の資本主義を基礎とする社会諸階級の対抗関係の変化、および階級的対抗関係の総合的帰結としての国家権力の構造Ⅱ政治支配の形態との関連についての理論である。しかし教授はまた経済理論を「資本主義の経済法則、すなわち階級闘争を含めた資本の一般理論」であるとされ、社会理論を「各国それぞれにおける特殊な与件からする『反作用』⁽¹⁵⁾」の解明であるといわれる。さらにこれについて、教授はつぎのようにいわれる。「資本の一般法則は抽象的法則であり、その法則が具体的に『作用』するばあいには、それは各国におけるそれぞれに特殊な与件からの『反作用』と結合したものと なって現われるのであって、われわれの目的とするところは、つねにこのような具体的統合体として社会政策現象の解明にあるからである。⁽¹⁶⁾」経済理論は資本の一般理論あるいは原理論であり、社会理論は各国の異なる国家権力の下の社会政策の特殊性を類型化して解明しようとするものである。したがって矢島教授は一般理論Ⅱ原理論を前提として、社会諸階級の対抗関係を基礎とする政治支配の形態と社会政策との関連を考察する理論を社会政策の「社会理論」と名づけられるように思われる。ここで経済法則に含まれる階級闘争とは利益の相反する諸階級の相関的対抗関係ではなく、資本主義社会の基本的二大階級である資本家階級と労働者階級の対抗関係であろう。同じ階級に所属する階層の利害は原則として一致するのであるが、階級的対抗関係の中には同一階級内の諸分派あるいは諸階層相互の対抗関係も入るのであるから、資本家階級内部における大資本家と中小資本家の対抗関係も考察される。とくに労働者階級内部の分派ないし階層間の対抗関係の検討は重要である。資本と労働以外の諸階級の対抗関係ならびにそれら

の諸階級と資本と労働の二大階級との間の対抗関係と相互作用、各階級内部の諸分派の対立抗争とその展開過程は社会理論において扱われることになる。特殊な国家権力の構造Ⅱ政治支配の形態と階級的対抗関係を問題とするという面からすれば、矢島教授の社会理論は「各国社会政策成立史論」と名づけることができる。ただ、各国における資本の運動の特殊形態に基づく社会諸階級の対抗関係と、これら双方の変化に伴って国家権力の構造と社会政策がいかなる実現過程をたどり、また社会政策の体系と内容がいかなる差異を示すかについて解明するさいに、類型化という方法をを用いるのである。この場合、類型は固定的なものではなく、生産力の発展と共に変化して行くわけであるから、動態的類型論とでも称されるものとなる。矢島教授の社会理論において留意すべきことは、各国の資本主義の特殊性、換言すれば、資本の一般法則貫徹の各国における特殊形態を基盤として生成する社会政策的諸現象と社会政策的事実の特定の性格が生ずる根源Ⅱ生成要因を、それぞれの国における自然的、歴史的に制約された特有な基礎的諸条件Ⅱ経済的社会的構造、なかでもそれを基底的に保持する自然的条件にいたるまで探求して解明しようと試みる点である。したがって矢島教授の提唱される社会理論とは、「本質論争」の過程で問題とされた社会理論とはやや異なる意味内容をもつのであって、「特殊社会理論」あるいは「典型的社会理論」とでも名づけることができるであろう。

(1) 矢島悦太郎「社会政策社会理論研究」一八頁。

(2) 大河内一男「社会政策(総論)」改訂版、二九頁。

(3) 矢島悦太郎、前掲書、八頁。

(4) 同右、二〇頁。

(5) 岩崎武雄「カント」、山崎正一「カントの哲学」、寺沢恒信「認識論史」、淡野安太郎「哲学思想史」、玉井・栗本渡辺編著「哲学史」、中村・生松・田島・吉田芳著「思想史」・三木・林・羽仁・本多共著「社会史的思想史」参照。

- (6) 大河内一男「社会政策の基本問題」(大河内一男著作集、第五卷)、一二六頁。
- (7) 同右、一九八頁。
- (8) 矢島悦太郎「マックス・ウェーバーの科学方法論批判」(中央大学八十周年記念論文集)、一三―三五頁参照。
- (9) 矢島悦太郎編「社会政策概論」二五頁。
- (10) 大陽寺順一「社会政策本質論争の現段階」(一橋論叢、第四四卷第四号)、二二―二一頁。
- (11) 氏原正治郎「冗舌的社会政策論」(社会政策学会年報第一六集『社会政策と労働経済学』所収)、一四六―一四八頁参照。
- (12) 矢島悦太郎、前掲書、一七頁。
- (13) 氏原正治郎、前掲論文、一五〇頁。
- (14) 荒又重雄「ロシア労働政策史」三頁参照。
- (15) 矢島悦太郎「社会政策社会理論研究」序文、三頁。
- (16) 同右、三―四頁。

四

既に述べたように、矢島教授によれば、社会政策を正しく把握するためには、各国における社会政策の特殊な型を理解しなければならぬ。各国それぞれの社会政策の型を理解するには、各国の資本主義の特殊性とそれに基づく政治支配の形態を説明することが重要である、といわれる。

各国の労働問題は一般性を有すると共に、各国資本主義の特殊な構造から生ずる固有の異なる態様をもって現れてくるから、それに対応する社会政策も必然的に各々に適合的な型となって現れざるをえないためである。ただそのさい、社会政策を主導的に実現する政策主体である政治支配の形態Ⅱ国家権力の構造をまず最初に検討しなければなら

ない。異なる政策主体Ⅱ国家形態の下では、おのずと社会政策の全体系が異ならざるをえないからである。矢島教授は社会政策の類型を、ドイツ型、イギリス型ならびに日本型の三つに分けられ、その基本的特徴についておおよそつぎのように述べていられる。

(一)ドイツ型社会政策 ドイツにおける社会政策の型を類型的に特徴づけるものは官僚主義的性格である。政策主体は「例外国家」であって、絶対主義ないしポナパルティズムの国家形態である。したがってドイツ型社会政策を第一に特徴づけるものは絶対主義的性格であるといえる、第一の特徴である「絶対主義 (Absolutism)」とは、世界における大部分の国々が封建制から資本制へ遷りかわる過渡的段階において経過し、そして封建制のなから資本主義を生み出すために重要な役割を果したところの、特殊な政治支配の形態である。⁽¹⁾「すなわち封建制の末期に地方分権的な封建領主の支配が解体し、全封建領主のなからとくに進歩的、開明的な者が資本家階級と結んで重商主義政策を採用し、他の領主と比べて著しく強大で一元的な中央集権的権力を獲得して国王となり、無制限の支配権を有した国家形態である。⁽²⁾したがって絶対主義は封建領主階級Ⅱ土地貴族階級と資本家階級との間に勢力的均衡が保たれ、一方が他方を完全に制圧するにいたらない状態を基礎として成立する。王権は両階級の勢力的均衡を利用して絶大な政治権力を掌握し、その政治支配は封建的土地貴族出身の官僚を通じてなされるため、国家官僚の権力は強大なものとなり、しかも外見的には超階級的性格を帯びることになる。

イギリスおよびフランスは、この特殊な政治支配の形態である絶対主義の段階を産業革命以前に経過した。しかしドイツはプロシヤのホーヘンツォルレルン家による絶対主義的政治支配の下で、一八五〇年頃より、産業革命期を迎え資本主義が発展の緒についた。それゆえ、ドイツ資本主義は、絶対主義的権力による強力な保護育成政策によって

「上から」促進され、急速に發達した。絶対主義の政治支配は自らの地位を強化するため、資本主義の發達を擁護しなければならぬが、同時にそれは自己の属する階級の経済的立場を弱めることになる。絶対主義の国家官僚は土地貴族階級の苦境を救うため、政治権力をもって資本家階級に対し逆に圧迫を加えようと試みる。そのさい過激な労働運動は、資本家階級と同じく所有者階級である土地貴族にとつても危険な存在であるため、国家官僚はこれを強権的に弾圧、抑圧すると共に、穏健な労働者に対しては社会政策上の配慮を与えて自己の階級の味方とし、資本家階級に対抗しようとした。絶対主義の国家権力は第三者的公平な立場から、資本と労働の両階級間の分配関係を調整ないし修正して労働者階級の生活不安を救済し、労働者の慰撫を計り資本家階級に対抗する有力な同盟者たらしめようとい図したのである。したがって絶対主義の社会政策は反資本主義的な傾向をもちながら、「労働運動に対しては著しく弾圧的であるとともに、またその政策が労働組合の自主的發達を計るのではなく、恩惠的、慈惠的政策による労働運動の官僚的統制に向けられる」⁽³⁾ことになる。救貧法は絶対主義的社会政策の代表的例である。

ドイツ型社会政策の第二の特徴はポナパルティズムの性格である。「ポナパルティズム (Bonapartism) とは、大革命により封建的勢力が一掃せられた後のフランスにおいて、第一及び第二帝政時代のナポレオンによって行なわれた強権的政治支配の形態から生じた言葉である」⁽⁴⁾。資本家階級と労働者階級は大革命によりブルボン王朝の封建的勢力を駆逐した。しかし資本家階級の勢力はいまだに弱体であつて、台頭しつつある労働者階級を抑え、政治権力を掌握するにいたらなかつた。また後者も前者を制圧するほどの勢力をなお持たず、相互に抗争しながらも両階級の勢力が均衡を保つ状態が出現した。このような情勢を背景として、ナポレオン・ポナパルトのごとき野心家が自営農民Ⅱ分割地農民や中産階級の勢力を基礎とし、資本と労働の両主要階級の势力的均衡を利用して強力な政治支配を確立する

場合がある。このような政治支配の形態がポナパルティズムである。

ナポレオン一世はブルジョア革命を完遂し、自営農民を富裕ならしめ、かれらから徴募された軍隊をもってフランスに全歐洲の制覇的地位を与えた。王制復古後における資本制經濟の發展に伴って、これらの自営農民は貧窮に陥り、没落の危機に立たされた。そのさい農民の腦裡に浮ぶのは、かつて自らを富裕な農民としたナポレオンの栄光であった。この「偶像への憧憬」がしだいにたかまるのであるが、これがいわゆる「ナポレオンの觀念」である。一八四八年の二月革命後、王制が廢止され再び資本家階級と労働者階級の対立抗争が生じ、両階級の勢力は均衡して抗争は容易に終束しなかった。ナポレオン一世の甥にあたるルイ・ナポレオンは、主に農民のなかにある「ナポレオンの觀念」を背景として資本対労働の両階級の势力的均衡關係を巧に利用し、クー・デターを遂行し独裁的支配權を掌握した。これが資本家的國家權力の一形態である「本来のポナパルティズム」⁽⁵⁾である。したがって一般的にいえば、「ポナパルティズムは封建的勢力が一掃された後、ブルジョアジーの制覇が確立されるにいたるまでの期間において生じたところの強権的支配の組織である」⁽⁶⁾といふことができる。

絶対主義は広大な領土の上に独自の階級的基礎をもち、資本家階級と労働者階級との両階級にたいして著しく強権的であり、かつまた独自のであることができた。これに反しポナパルティズムの支柱は貧農であつて、独自の強固な階級的基礎を有していない。「それ故に、ポナパルティズムの支配者は、資本と労働との二大階級の势力的均衡のうえにのみその権力的基礎を求め、したがってかれらの政策は強権的であるとともに著しく倫理的階級協調的でないばならなかつた。」⁽⁷⁾これがため、ポナパルティズムの社会政策は、超越的立場から、安定勢力として多分に中産階級の育成を志向し、また労働者階級に譲歩して若干の労働者保護政策を実施することになる。

(二)イギリス型社会政策　イギリス型社会政策の特徴は、ドイツ型の強権的性格に対し議会主義的、自由主義的性格であり、政策主体は「正常国家」である。イギリスにおける社会政策は、資本家階級と労働者階級との势力的対抗関係を直接的に反映し、議会内における支配的政党の施策として行われた。換言すれば、資本対労働の二大階級の対立抗争の直接的帰結として実現されたといえるのである。

イギリスの労働者階級は二〇世紀初頭に入るまで自らの利益を代表する政党をもたず、資本家階級内部の保守党と自由党の分派的対立を利用して、労働組合の法的承認を獲得した。法認された労働組合を足場として労働者階級は資本家階級に対抗し、労働条件の改善を達成したのである。他方、児童や少年および婦女子などの社会的弱者の保護は国家の社会政策立法に基づいて行われた。この場合、労働者の保護が社会政策立法によってなされようと、あるいは法認された労働組合を通して個別企業における資本家と労働者との自由な交渉の結果として実施されようと、資本家階級の譲歩という点で、その意義においてほとんど異なるところはない。「世界の工場」としてのイギリスの地位が、労働者階級をして政治闘争よりも経済闘争へ向うことを可能にしたのである。

しかし二〇世紀に入って、資本主義の矛盾の増大とやらんでイギリス資本主義の優位が脅かされるにいたり、労働者階級は自己の立場を主張するため、政治闘争の必要を認めて自らの利益を直接に代表する政党を結成した。それ以来、社会政策立法の大部分は、労働者の階級的利益を代表する政党の政策として実現されるようになった。各国とも社会政策が資本と労働の二大階級の対立抗争を軸として、その他の社会諸階級との相関的対抗関係によって実現されるという事実において異なるところはない。ただイギリスにおいては、資本家階級対労働者階級の関係が土地貴族階級をはじめとする伝統的諸階級によって制約されることが少なく、社会政策的事実は議会の内外を問わず、資本と労働

働の両階級の直接的な対抗関係を反映して具体化され、実現したのである。第一次大戦後のドイツの社会政策がイギリス型に接近し、第二次大戦後の日本の社会政策もこのイギリス型に類似している。

(三)日本型社会政策 「終戦前の日本における社会政策の型を特徴付けるものは基本的にはドイツ型、即ち官僚主義的類型である。⁽⁸⁾」政策主体はドイツと同じく「例外国家」であるが、特殊な絶対主義的支配の形態であるということができる。日本において封建遺制が根強く残存したため、社会政策は長期にわたり絶対主義の型を基礎とした。しかし資本主義の発展に伴って、ポナパルティズムの型がそのなかに混入し、両者がアジア的社会の停滞性によってなかく分化することなく存在した。

日本の社会政策の絶対主義的な型は、全国民のほぼ半を占める零細な農民層を基礎としてもたらされた。日本の農民は自然に依存することの大きい「水田稲作農業」という東洋における特殊な農業を営んでいたが、貧農であるがゆえに、自然の影響を克服することが著しく困難であった。貧農は自然の影響を緩和するために地主や官僚の保護を求め、その依存性がアジア的専制を生みだす基盤となった。したがって地主や官僚は、農民にたいして多分に封建的な支配者となって現れた。

このような理由から、明治維新後の藩籍奉還により封建領主階級が排除されたにもかかわらず、新に発生した地主は市民的地主とならず半封建的地主となったのである。水田稲作という農業経営を行う農民は多かれ少なかれ封建的、身分的隷従性をもち伝統主義的とならざるをえないのであるが、これら農民たちによって都市工業へ供給される工業労働者に「出稼型労働」という独特な労働型が生じた。その結果、出稼型労働を通して都市の工業労働者に伝統主義が持ち込まれることになった。伝統主義に影響された弱小な労働者階級と農村社会のアジア的性格に由来する前

資本主義的Ⅱ前近代的意識をもつ国民の過半数にのぼる多数の農民を支配する半封建的地主階級Ⅱ寄生地主階級を基礎として、日本の絶対主義的勢力は強く存続することになったのである。

明治中期以後、資本主義が急激に発達するにつれて、大地主は株券や社債などを所有し、資本家階級と融合する傾向を示した。しかし三町歩未満の小地主の多くは資本主義の発展に伴う労働者階級の増大に反比例して零落し、地主階級対資本家階級の勢力的均衡はしだいに資本家階級労働者階級の勢力的均衡へ移行する兆候を現しだした。零落地主の多くは、自作農と共に資本対労働の両階級の勢力的均衡関係に対する第三の中立的勢力へと移行して行った。このような事情に基づいて、日本における絶対主義の基本的階級関係の中にポナパルティズムの性格が混在し、さらにそれらがアジア的社会的特殊性と結合して、特殊な絶対主義的政治支配の形態が形成されたのである。それゆえ、労働者階級の抗争に対する資本家階級の譲歩として実現される社会政策は、ほとんど進展することがなかった。

敗戦後、前資本主義的Ⅱ前期的性格を有する特殊な絶対主義的政治支配の階級的基礎は失なわれ、社会政策も表面的にはイギリス型に接近している。しかしながら、政策主体や社会政策立法にはいぜんとして官僚主義的性格が残存し、また企業別労働組合、封鎖的労働市場、年功序列型賃金制、終身雇用制ならびに広く経済の二重構造といわれるものなど欧米諸国に見られない特殊な社会政策的諸現象が存在している。このさい問題となるのは、そのような前資本主義的性格をもつ諸現象が、日本の経済社会に現れる原因の解明である。矢島教授は「アジア的共同体」という一つの仮説を設定されて、日本に特殊な諸現象を解明されようと試みられる。さらになお矢島教授は、マックス・ウェーバーのいう「家産制」の要素が、日本の政策主体Ⅱ国家権力の性格に明らかに認められると指摘されている。

(1) 矢島悦太郎「社会政策」一二頁。

- (2) 同右、一三頁。
- (3) 同右、一四頁。
- (4) 同右、一四—一五頁。
- (5) 矢島悦太郎「社会政策(上)」三五頁。
- (6) 矢島悦太郎「社会政策」一五頁。
- (7) 同右、一六頁。
- (8) 矢島悦太郎「社会政策(上)」四〇頁。

五

ここで、再び矢島教授の論述の助けをえて、教授の所説について注解を加えてみたい。

社会現象あるいは事物を類型化して把握するという場合、普通、マックス・ウェーバーの「理想型」(Idealtypus)といわれる「理想的類型学的方法」が考えられる。しかし矢島教授の類型学的方法は、ウェーバーの理想型とは相違している。西南ドイツ学派のリッケルトは科学を自然科学と文化科学・歴史科学の二つの主要群に分け、前者は一般化的方法によって实在を科学的に把握し、後者は個別化的方法によって实在を把握するものであるとした。自然科学の目的あるいはそれに共通なことから、普遍的法則の定立——法則定立的——であるのに対して、文化科学・歴史科学の目的は文化事象の普遍的法則の発見ではなく、個性的なもの、または個性的特性の記述——個性記述的——である。「自然科学が個性的なものに拘泥するのは、それが個性的なものに即して普遍的なものを見出し、この普遍的なものに、個性的なものをも従属せしめるまでの間のことに過ぎない。」⁽¹⁾しかし「自然法則の樹立どころか、そもそも普遍

的概念の構成のみに向けられていないところの科学が有るが、それは語の最も広い意味での歴史的諸科学である。歴史的諸科学は、パウルにもペーターと同じ様によく合う『既製服』のみを作らうとは欲しない。換言すればこれらの科学は、決して普遍的ではなくて常に個性的である現実をその個性に於て叙述せんとするのであって、この個性が問題となるや否や、自然科学的概念は忽ち用をなさぬものとならざるを得ない⁽²⁾のである。歴史的科学は、事物ないし実在の一回限りの発展を、その特殊性と個性において記述する。なんとなれば文化的な価値は一回限りの個性的なものの中に徐々に現れるからであり、また個性は特定の個性的意味を所有するものとして有意義だからである。自然科学にとつて法則は普遍的であればあるほど価値の高いものとなる。しかし文化科学にとつて普遍的となるほど価値の低いものとなり、「個性」ないし「個性的価値」の認識内容を豊にするものではない。この問題についてリツケルトのいう個性化的選択原理の見地に立つて、ウェーバーは精緻な社会科学方法論—理想型的類型学的方法—を展開した⁽³⁾。

ウェーバーによれば、社会現象・事物は無数の相互に関連している要素から構成されているが、その複雑な無限の多様性のすべてが重要なわけではない。一定の価値理念、価値観点に係らせて「意義」あると認められた側面のみが研究対象となるのである。事物を一定の価値理念に係るということは、主観的制約を受けることになるから、「客観性」はえられないことになる。しかしながらあらゆる知識の客観的妥当性は、社会現象・事物を価値関係的に整序することによって保証されるのである。諸事物を一定の価値理念・観点と関係づけ、その個性的な固有性を素出して人為的に構成した類型が「理想型」⁽¹⁾「理念型」なのである。事物を価値理念・観点から関係づけることにより、または価値理念との結合に基づいて構成することにより、客観性あるいは没価値的立場が与えられることになる。客

観性とは主観的な価値理念・観点によって整序され、規定された認識の結果である。概念構成の端初は価値関係的であるが、実在と無関係な純粹性を有するほど客観性をえられるようになる。理想型は素材を実在から、または経験的所与からえるのであるから、実在と関係なく構成されるのではない。しかし、理想型は与えられた素材を思惟によって高昇し、構成することによってえられるのである。「理想型は一の思想像であつて、歴史的事実であるのでもなければ、まして『本来の』実在であるわけはなく、況んやそれは実在が類例としてその中に配列さるべき一の図式の役目果すためにあるのでもない。かえつてそれは一の純粹に理想的な極限概念の意味をもつのであり、我々はそれによつて実在を測定し、比較をし、以てその経験的内容の中に一定の意義ある部分を明瞭ならしめるのである。」⁽⁴⁾理想型は理論的に、純合理的に矛盾なく——無矛盾的に——首尾一貫したもので、整合的に構成され、そのままでは現実に存在しない。また「平均型」でもないという意味で「思想像」||「理想像」であり、それゆゑに「極限概念」をなし、「純粹型」なのである。理想型は実在を基礎としながら、実在と没交渉に構成されればされるほど価値あるものとなり、歴史的個体の特性を鋭く意識させ、その因果関係を明確にすることができるといふことができる。このように純理論的に「完全性」にのみ係る類型を構成しておけば、研究にさいして、理想型と実在としての社会現象・事物との偏差が確定され、個体の特性をより正しく客観的に理解できることになる。したがつて、「この思想像はその概念的純粹性において現実のうちには何処にも経験的に見出され得ない。」⁽⁵⁾理想型は一種の「虚構」であり、歴史的に一個の「ユートピア」を構成し、実在と合致することはないわけである。⁽⁶⁾

矢鳥教授の類型的方法はウェーバの理想型的類型学的方法とは異っている。教授の場合には、類型による分類記述を主とする科学を類型学と称するところの、一般的意味における類型的方法であるように考えられる。教授の類型と

は、社会科学で各種の社会現象・事物を分類して研究するさいに、分類の基準として統一をおこなう形象のことである。類型を構成する必要条件は、(一)一群の個体にたいして基準が共通性を有していること、(二)他の類型と区別される特質を有していること、(三)他の類型と区別される特質は単に思弁的なものでなく客観的に確認されうること、の三つが普通あげられる。類型的方法は同じ種類に属する現象・事物の特性を明確に把握するために有効であり、事物の個別的理解のためにも必要な方法であるといわれている。同じく類型的方法であっても、矢島教授の類型は、ウェーバーの理想型のように結末的、最終的に具体的な条件あるいは経験的所与とは無関係に実在として存在しない純粹型ないし極限概念と呼ばれるものになるのではない。前に触れたように、教授は社会政策を類型化するさいに、政策主体Ⅱ国家権力の構造・性格を分類の基準とされる。その場合、類型は固定的、不変的なものでなく、資本主義の発展と共に段階的に変化して行くのであり、一回限りの孤立的設定ではない。小林端五教授は、「……類型とはたんなる差異の詮索ではなく、『資本の運動法則』と社会政策実現過程との特徴的社会関係の問題であり、分類の基本については、政策主体Ⅱ国家の存在形態を問題にせられた。」⁽⁷⁾といわれている。小林教授がいわれる「分類の基本」とは、筆者の「基準」にあたる。類型的概念構成も、ウェーバーが経済発展段階的思想や有機体的思想を排除したのに対して、矢島教授の類型は発展段階的に一連の類型の系列をつぎつぎに経過して行くことになる。⁽⁸⁾

矢島教授は、社会政策をドイツ型社会政策Ⅱ官僚主義的類型、イギリス型社会政策Ⅱ自由主義的類型ならびに日本型社会政策Ⅱ特殊官僚主義的類型に分類され、さらにドイツ型社会政策を絶対主義的 social policy の型およびポナパルティズム的 social policy の型に分けられる。ドイツ型社会政策と日本型社会政策は、資本主義の発展と共に、絶対主義的 social policy の型とポナパルティズム的 social policy を経てしだいにイギリス型社会政策に接近する。すなわち官僚主義的類型

や特殊官僚主義的類型は、自由主義的類型へと移行して行くのである。フランス、アメリカは自由主義的類型に属する。

矢島教授は、主として、絶対主義ならびにポナパルティズムの国家権力の性格と、ドイツ型および日本型の社会政策の類型について考察され、自由主義的類型に含まれるイギリスについては詳しく考察されていない。教授は「社会理論」の中で「資本の一般法則」の「作用」が前資本主義的Ⅱ前近代的な諸要因によって、いかなる「反作用」を与えられ、どのように具体的、現実的に各国それぞれ異なる「作用の仕方」を現すかを説明しようと試みられるわけである。したがって、前資本主義社会の遺制が強く残存するドイツと日本における社会政策の成立過程Ⅱ実現過程を重視され、イギリスの場合は概説的叙述にとどめられたものと考えられる。ここで注意すべきことは、教授が当面の課題として日本における政策主体Ⅱ国家の性格と社会政策の発展過程の解明に重点をおかれていることである。社会政策のドイツ型やイギリス型、とくにドイツ型は日本型を究明するための手段であり、社会政策の類型化を重視される理由の一つはこの点にあると思われる。

しかしイギリスは正常国家の典型であるから、初めにイギリス型の特徴について述べることにしたい。矢島教授の所説によれば、各国社会政策の体系は社会諸階級の相関的対抗関係の帰結である国家権力Ⅱ政策主体の性格に基づいて規定される。分析の方法としては、政策主体である国家権力の性格が社会政策を類型化する基準となるため、まず国家権力の構造Ⅱ国家の存在形態が解明されねばならないのである。

イギリス型社会政策を特徴づけるものは、議会主義的または自由主義的性格であるといわれている。「……イギリスにおける社会政策は、ドイツのごとく資本対労働の両階級にたいして第三者的ないし超越的官僚の施策としてでな

く、議会勢力のなかに現われた支配階級を代表する政党の施策としておこなわれ、それはまた資本対労働の直接的抗争の産物であるといふことができる。⁽¹¹⁾ここで教授がいわれる議会とは資本家階級の政治支配の形態の一つであり、資本主義社会における代表的な統治組織である。国家権力の形態・性格と統治組織とは相違するといわれているが、議院内閣制が成立すると、国家の性格の一端は議会に表現され、国家権力をめぐる闘争は、議会の掌握をめぐる争いとなって展開して行くことになる。議会は主に選挙を通じて選ばれた議員によりなる合議体であり、立法と行政および予算について重要な極限を有している。普通、議会は上院と下院の二院制である。この議会が国家の最高機関であつて、法的に無限の立法権をもち、政策決定の中心となつてゐる政治方式を議会主義と呼んでゐる。議院内閣制がとられ、多数決原理を基礎としてゐるため、それぞれの社会階級の利害を代表する政党の存在が前提とされる。多数決原理に基づくという点で、議会勢力の大きい政党の支配を認めるが、他方複教政党の存在を認めるのであるから、政策決定に各党の意見・要求が反映されるという意味において、議会主義の性格は自由主義的である。原則として議会における各党の構成の変化に対応して政策が決定されることになる。明治憲法下の議会、ビスマルク治下の議会、ファシズム政権下での議会は議会が存在しても、議会主義といふことはできない。⁽¹²⁾

このような議会主義の方式がイギリスでは十三世紀頃より発達し、十八世紀中葉から議院内閣制が登場して今日にいたつてゐるが、資本主義の発達に伴つて議会は資本家階級の掌握するところとなり、議会を軸とし諸階級の利害が交錯しながら政策決定が展開された。イギリスの労働者は、初期には支配階級内部の分裂と対立を利用して自己の政策を実現し、後には労働者階級の利益を直接に代表する政党を議会へ送り、政党の政策を通して社会政策的効果を実現したのである。成人男子労働者の労働条件・雇用条件の決定は、労働組合の法認により主に資本家と労働者の直接

的、自主的な折衝にゆだねられ、児童、少年少女および婦人などの弱者にたいする保護対策は工場法によって実施された。これは先進資本主義国たるイギリスの地位と共に、「産業全体への国家の干渉は、自由主義の原則から、できるかぎり少ないことが理想とされたのである。他方、労働者もまた、労使関係への国家の介入には懐疑的であった。賃金その他の労働条件は資本家と労働者の自由契約によって決定すべきものである。この考え方は、労働組合が発展すると、団体交渉による雇用条件の決定に移行するが、契約自由の原則が基本とされたことに変わりがない⁽¹³⁾」という経済的自由主義の思想が、支配的であったことにも原因があるといえることができる。世界で最初に資本主義が発達したイギリスにおいて、資本主義の弊害は最も早く現れた。これに対処する「事実としての社会政策」⁽¹⁴⁾「社会政策的事実」は列国に先駆けて実施されたのである。経済的自由主義の原則に基づき、一九世紀前半期において国家の干渉は経済社会の一部についてのみおこなわれ、また強権的観念を内包する「社会政策」という名称も使用されず、社会政策理論も成立しなかったといえる。

社会政策のイギリス型といわれるものが成立した基本的な理由は、「イギリスその他のいわゆる自由主義国においては、産業革命開始以前の前資本主義的段階においてすでに絶対主義的政治形態は消滅し、資本制生産の本来的発達には多かれ少なかれブルジョアジーの直接的支配のもとに行われたし、封建社会の残存物たる旧中産階級を支柱とするポナパルティズムも、ブルジョアジーの強力な成長によってその独自の存在性を与えられることがなかったからである⁽¹⁵⁾」イギリスでは前資本主義社会の諸関係が強く残存せず、資本の一般法則が、前資本主義的⁽¹⁶⁾前期的諸要因からの反作用を受けることが少なく、比較的正常に作用したわけである。したがってまた、それに照応する政治支配の形態が議会主義となったといえるであろう。議会主義は絶対主義的政治支配と抗争した資本家階級の進歩性と開明性の

一面を示しているといわれている。議会主義の下での社会政策は、当初、救貧法と工場法であり、中期には労働組合法の施行である。そして資本主義の矛盾の増大と共に、各種の社会保険ならびに最低賃金法などが実施されるようになる。

つぎにドイツについていえば、政策主体は政治支配の形態は絶対主義ならびにポナバルティズムである。それゆえにドイツ型社会政策の第一の特徴は絶対主義的性格であり、第二の特徴はポナバルティズム的性格である。

絶対主義 (Absolutism) または絶対王制 (Absolute Monarchy) とは、封建社会から資本制社会への移行期に各国に出現した政治支配の形態である。絶体主義という用語は、支配者即ち国王が無制約的に権力を行使できる政治形態という意味をもっているが、専制主義 (Despotism) と同意義ではない。専制主義は歴史上いかなる時代にも現れるのに対し、絶対主義は社会発展の一定の段階に対応して出現する政治支配の形態である。絶対主義は過渡的な政治支配の形態であって、最終的には市民革命によって倒される。もともと国王も封建社会においては単に一個の封建領主にすぎず、「王の称号」は宗教的儀礼的なものであった。しかし封建制の末期に新興の資本家階級と結合して、全国的で強大な中央集権的権力を掌中に収めて諸侯の上に君臨し、その過程で近代国家が歴史の前面に現れてくる。絶対君主である国王は資本家階級の興隆を擁護するが、他方封建領主階級即ち土地貴族階級も国王の権力に依って旧来からの自己の地位を保持しようとする。国王は自らも一個の封建領主として、自己の属する階級の苦境を政治権力をもって補強しなければならない。その結果、絶体主義は外見的に第三者的超越的存在となる。絶対主義・絶対王制とは、勃興しつつある資本家階級と衰退しつつある土地貴族階級とが互に抗争しながら、いづれも他方を決定的に制圧して国家権力を掌握しえないという、両階級の均衡的勢力関係を基礎として成立した歴史的に制約された政治支配の形態で

ある、と規定されている。

王権の執行は官僚組織と常備軍によって行われ、これらの組織の指導者層は主として土地貴族階級で占められていた。かれらは、いわば「貴族官僚」、「貴族士官」であって、忠実な「国王の官吏」であり、「国王の士官」で、指揮する軍隊は「国王の軍隊」であり、被支配者たる国民は「王の忠良な臣民」である。絶対主義のイデオロギーは王権は神から授かったものであるから、国王は神にたいしてのみ責任を負い人民の反抗は認めない。しかし国王は一国の父であるから、国民にたいして権利だけでなく義務を有している、という一般に王権神授説 (Divine Right of Kings) と称されるものである。絶対主義は階級的基礎を資本家階級と土地貴族との両階級の勢力的均衡の上におくと共に、資本制経済の発展にたいして促進的作用と阻止的作用を及ぼすという二面的性格をもつといわれている。イギリスのチューダー王朝とスチュアート王朝、フランスのブルボン王朝、ロシアのロマノフ王朝、戦前日本の天皇制は絶対主義に該当する。歴史的範疇としての絶対主義は、資本主義の発展過程におけるマニユファクチュア段階に照応する政治支配の形態である。この絶対主義の政治支配の下で産業革命が遂行され労働者階級が発生すると、絶対主義官僚は土地貴族階級の立場を強化するため、社会主義的、急進的な労働運動を弾圧すると同時に、社会政策的諸立法の制定によって労働者階級を自己の同盟勢力として、資本家階級に対抗せんとしたのである。労働者階級の抗争にたいする譲歩・妥協政策である社会政策は、外見上多分に絶対主義の政治的観点からする恩恵的、慈恵的政策として実施されることになった。⁽¹⁶⁾

ドイツ型社会政策の第二の特徴はポナパルティズム (Bonapartism) という用語は、広義には漠然とポナパルト家の支配あるいは政策を意味している。しかしながらマルクスとエンゲルスの規定以

来、一定の社会的経済的基礎をもつ特殊な国家権力⁽¹⁷⁾政治支配の形態であるとされた。ポナパルティズムは、市民革命によって封建勢力⁽¹⁷⁾土地貴族階級が完全に除去されたのち、資本家階級と労働者階級が互に対立抗争しながら、両者のいずれも一方が他方を決定的に圧倒して国家権力を掌握できないため、両階級の間には勢力的均衡関係が現れる。この資本対労働の両階級の均衡関係を基礎として、新旧中産階級や軍隊、とくに保守的農民の支持をえて成立する政治支配の形態であり、「膨大な官僚・軍事組織をもち、複雑多岐で精巧な国家機構」⁽¹⁸⁾をもつ「執行権力」である。

ポナパルティズムは資本家階級と労働者階級との勢力的均衡関係の上に立ち、中産階級を社会的支柱として野心的政治家や軍事的指導者の下で形成される資本家階級の近代的国家形態である。両極にある資本と労働の主要な二大階級に対しても、また他の社会階級に対しても、外見的に無関係な超越的、自立的権力であるかのような様相を示すが、本質的には資本家的性格を有している。資本主義の発展には促進的作用を及ぼす面が強い。しかしポナパルティズムは独自の確固たる階級的基礎をもたず、主に資本家階級と労働者階級という基本的二大階級の勢力的均衡関係に権力の基礎をおくため、その政策は倫理的、理性的であるとともに階級協調的である。「『ナポレオン体制』は、王政や共和政と異なって、特定の階級だけを代表することなく、全国民の利害を代表する安定した体制である。この体制のもとでは、物質的利益がもたらされ、軋轢も行き過ぎもない文明が保障されるであろう」というルイ・ナポレオンの言葉は、ポナパルティズムの階級的基礎と政策を示唆するものである。ポナパルティズムとは資本主義の発展過程において、資本家階級が未成熟で議会政治が不安定であり、さらに農民層の分解が停滞し、中間階級が広範に存在しているような段階あるいは状態の下ではいつでも出現可能な国家形態であるともいわれている。⁽²⁰⁾なお、偽ポナパルティズム (Pseudo-bonapartismus) とは封建勢力の強固な残存を前提として、資本家階級と融合した有力な土

地貴族ならびに市民的地主を含む資本家階級と労働者階級との勢力的均衡関係を基礎として、衰退しつつある中小土地貴族と第三勢力である中間階級を支柱として形成された政治支配の形態である。真正ポナパルティズムは封建的勢力が一扫されたのちに成立する過渡的国家形態である。しかしドイツでは、一八七〇年以降、土地貴族階級対資本家階級の均衡的対立は、資本家階級対労働者階級の均衡関係へとしだいに移行したにもかかわらず、封建勢力が根強く残存して国家Ⅱ政策主体の性格は著しく絶対主義的であったため、エンゲルスはこの状態を偽ポナパルティズムⅡ半絶対主義と名づけた。⁽²¹⁾ なおエンゲルスは、絶対主義ならびにポナパルティズムの国家形態に関して、つぎのように述べている。「国家はけっして外部から社会におしつけられた権力ではない。……それは、むしろ一定の発展段階における社会の産物である。それは、この社会が自分自身との解決しえない矛盾にまきこまれ、自分でははらいのける力のない、和解しえない諸対立に分裂したことの告白である。ところで、これらの諸対立が、すなわち相対立する経済的利害をもつ諸階級が、無益な闘争のうちに自分自身と社会をほろぼさないためには、外見上社会のうえに立つてこの衝突を緩和し、それを『秩序』のわくのなかにもつべき権力が必要となった。そして、社会からうまれながら社会のうえに立ち、社会にたいしてますます外的なものとなってゆくこの権力が国家である。」したがって、「国家は階級対立を抑制しておく必要から生じたものであるから、それは、もつとも勢力のある、経済的に支配する階級の国家であるのが普通である。……しかし、例外的には、あいたたかう諸階級がたがいほとんど力の均衡をたもっているため、国家権力が、外見上の調停者として、一時間に両者にたいしある程度の独自性を得る時期がある。たとえば、貴族と市民階級とがたがい勢力伯仲した一七世紀と一八世紀の絶対君主制がそれであり、ブルジョアジーにたいしてはプロレタリアートを、プロレタリアートにたいしてはブルジョアジーをけしかけた、フランスの第一帝制、とく

に第二帝制のポナパルティズムがそれである。⁽²²⁾」

社会政策の側面からみるならば、絶対主義の下における社会政策は、団結禁止法および封建的身分的關係に内在する家父長的立場からする恩惠的、慈惠的な貧民救済策が主であり、賃金労働者にたいする近代的社會政策は存在しない。これに対して、ポナパルティズムの社会政策は、絶対主義の場合と異なりただ単に慈惠的、恩惠的な救済策にとどまることはできず、少なくとも外見的には労働者階級の自主的發展を計らざるをえない。労災保険、養老保険などの社会保険をはじめ若干の労働保護立法の施行および団結禁止法の撤廃、さらに失業対策として公共土木事業も実施されるようになる。ビスマルクの大規模な社会保険制度は、偽ポナパルティズムの政治支配の下で行われたのである。

最後に日本の場合であるが、矢島教授によれば、日本における政策主体は国家権力の性格、社会政策的事実は事実としての社会政策ならびに社会政策的諸現象は、一般的にいうならば、日本資本主義はいまなお過去の「特殊な封建遺制」によって特徴づけられているため、欧米資本主義とかなりその性格が異なっている。それゆえ日本資本主義についてはそのような「特殊な性格」を生ぜしめた「本当の原因」が究明されなければならない。⁽²³⁾

日本型社会政策は、「基本的には等しく官僚主義的でありながら、ドイツにおけるそれと発現ならびに發展の態様を異にし、したがってまたその性格についても、少なからざる差異を示している。」そして、「このような日本社会政策の官僚主義的性格は、近頃しばしば議論されている賃労働における封建性や、企業構成における身分秩序などと等しく、わが国の社会經濟に内在する前期的性格に由来するものであることはいままでもない。そのさい問題となるのは、なにゆえにそのような前期的性格が、ドイツと異なつてわが国においては、資本主義發達の高度段階にいたるまで鞏固に保持されるかということである。したがって、それは単なる資本主義發達の後進性や、資本主義社会におけ

る通常の封建遺制等によっては十分に解明されず、むしろ日本資本主義に内在するアジア的社会の特殊性によるのみ、正しく把握されるのではないかという事である。⁽²⁴⁾ すなわち日本の特殊な政策主体Ⅱ国家形態、社会政策的事実、社会政策的諸現象、特殊な農民層の分解過程などは、単に通常の封建遺制や資本主義の後進性によって理解することができない。欧米諸国と異なる日本資本主義の特殊な性格を解明して、この特殊性が「資本の一般法則」の「作用」にたいするアジア社会に特有な前資本主義的Ⅱ前期的社会の遺制という「与件」からの「反作用」によってたらされる点を明らかにしようとするのである。資本の一般法則の作用と特殊な与件・要因からする反作用という両面から、日本における資本の一般法則の特殊な「作用の仕方」を解明されるわけである。矢島教授はこのような方法を「二重観点の方法」と称されている。これは資本の一般法則が作用する日本資本主義という「場」の特殊性を採り上げるという意味で、「場の理論」ともいふべきものとなる。資本の一般法則の作用が、常に、中核におかねばならないのであるが、この場合、とくに特殊な与件からする反作用について考察を行うのである。この反作用は具体的な現象面において、特殊な前資本主義的Ⅱ前近代の「意識」となって現れる。そのさい前資本主義的意識は、資本主義の諸現象が形成される場合に、支配的な資本主義的意識の「在り方」を特殊的に規定するという反作用を与えるにすぎない。反作用する特殊な与件や意識の生ずる根本原因を求めることが、問題の解明に対し重要な鍵を提供するのである。したがって、ここでは日本資本主義の特殊性の由来する原因に係る矢島教授の所説について、主に検討することにした。

日本は、中国、インド、エジプトおよび東南アジア諸国とならぶアジアの一国として、当然アジア社会に内在してアジア的特殊性を形成する共通の基礎的条件を内包している。これまでアジア社会の特殊な性格が生ずる基礎的条件

を解明して、西欧社会の基礎的条件と比較検討する試みは、多くの学者によってなされてきた。マックス・ウェーバーは、西欧社会の基礎的条件の一つに森林耕作 (Waldkultur) をあげ、アジア社会の一つの基礎的条件として灌漑耕作 (Bewässerungskultur) をあげている。マルクスならびにエンゲルスは、とくに、サハラからアラビア、ペルシヤ、タタールの地を横切って高地アジアに連なる大砂漠地帯と結びつく気候のため、そこにおいて運河と水路による「人工灌漑」が農業の第一条件となつていふことに、アジア社会の基礎的条件を求めている。⁽²⁵⁾ 矢島教授は、マルクスとエンゲルスの方法Ⅱ「共同体理論」に依拠して、それを敷衍され、日本資本主義の特殊性を解明するために「アジア的共同体」という与件を理論仮説として設定される。この方法は仮説であるから、ある一定の現象が表れたとき、当該現象の生ずる原因がその根底にあるとして、その現象の根源について説明するために用いられる一時的な主張である。仮説は確実な資料に基づいたものではないが、恣意的につくられたものでもなく、なんらかの根拠をもつ経験的なものであり、論理的に正当な仮定である。それが正しいと検証されれば理論となるから、仮説は役立つと同時に絶えず検証されねばならないわけである。⁽²⁶⁾ 教授も「アジア的共同体仮説」の方法があくまでも仮説であり、社会的現象を含む日本資本主義の特殊性の根源的要因を解明する一つの試みにすぎない、といわれている。⁽²⁷⁾ 「村落共同体」Ⅱ「農業共同体」が仮説として取り上げられる理由は、前資本主義社会において土地は富の源泉であつて、生産活動のため始原的に与えられている客観的条件であり、土地の共同的所有が社会の物質的土台となつていたからである。また村落共同体は歴史的に変質しながら、資本主義の発達と共に崩壊するのであるが、原初的、基底的な経済的構造あるいは社会関係といえる共同体の遺制的残存が資本主義の諸現象に影響を及ぼし、それが資本主義の発展に対する物質的のみならず精神的な阻害要因と見なすことができるためである。⁽²⁸⁾

矢島教授は、日本資本主義に内在するアジア的社会的特殊性は、「灌漑耕作」の一形態である「水田稲作農業」を基礎として形成される村落共同体によって生ずる、と指摘される。アジア季節風 (Monsoon) のもたらす多量の降雨と高温湿潤の気候という特殊な自然的条件²⁹地理的環境が、アジア諸国において灌漑耕作を農業の大前提とした。教授がアジアといわれるさいには、インドから東南アジアを経て日本にいたる地域で「モンスーンアジア」と呼ばれるところに主として限定されるであろう。その地域での「灌漑農業」²⁹「水田農業」においては、治水と、灌漑組織体系の建設と修復という大規模な土木工事が村落範囲あるいは村落を越える地方的または国家的範囲で遂行されることが、農業再生産確保のための不可欠な条件となっている。共同事業としての「水利経営」は、村落内の有力者ないし村落外のより大きい権力者のごときなんらかの支配的指導者の保護と指揮下で強権的に統轄されざるをえなかったのである。⁽²⁹⁾この灌漑耕作のための「灌漑組織」構築の共同労働に基づく村落共同体のアジア的形態の形成が、アジア的社会と西欧社会の性格を異ならしめる基礎となった。東洋の「アジア的共同体」と西洋の「ゲルマン的共同体」との性格の異なる原因は、灌漑耕作のために共同作業がおこなわれるという農業生産方法にある。ゲルマン的共同体は、共同的に利用される狩猟地、牧草地、伐採地などの共同体用地や公有地があるにしても、共同体の成員である個々の農民家族は独立の経済単位として自立的な経済を営んでいた。⁽³⁰⁾これに対し「人工灌漑」の共同作業は、個々の農民を生活の場所である村落共同体に固く結合させ、かつまた共同体への依存性を強める結果となった。灌漑用水利事業を農業生産の基盤とする「アジア的村落共同体」の構造はきわめて「頑強」であり、個人の共同体にたいする自立性は希薄なものとならざるをえなくなる。

アジア的村落共同体の一つである日本の近世共同体の構造は、各種の側面からみることができるといわれる。それ

は主にほぼつぎのようなものである。(一)地域性、(二)家と家との関係、(三)土地所有関係、(四)労働組織、(五)水利組織、(六)山野利用など、である⁽³¹⁾。矢島教授は「山野利用」、すなわち入会地を問題とされるのではなく、「水利組織」の面を重視して共同体に着目されるわけである。日本の農業で最も重要な生産物は「米」であり、水田稲作である。水田稲作農業において、水利組織・灌漑組織が重要であることは否定しえない事実であろう。村落共同体の規制は、稲そのものではなく、灌漑組織を通して共同体成員に働きかけるのである。水利組織は、「主として灌漑用水の問題だが、排水・治水もふくめて水田農業の日本では水利は重要である。土地所有がいかに分割され、強化されても、水利が個別化しない限り、個別的な水利組織ができない限り、個別土地所有は制限をうける。自然水にせよ、用水路にせよ、その水の分配は容易に共同性を失わない。」⁽³²⁾したがって日本を含むアジア的村落共同体は、灌漑組織を支柱とする「水利共同体」であるということができらるであろう。

水田稲作農業には治水と灌漑組織が不可欠なものであるから、これがため経営の独立性を保持することが困難になる。「水」という重要な生産要素を用いる水田稲作の生産条件に基づいて、農民は常に強力な支配力に依存せざるをえず、そこに古い共同体の伝統が支配し、封建的、身分的隷従性と家父長主義の残滓が強固に存在することになった。日本の絶対主義的政治支配の階級的基礎であった寄生地主層は、水利を通じて支配を強化し存続したのである。しかも、(イ)統一的灌漑体系により土地所有が制限されること、(ロ)水田稲作が多量の労働を要すること、(ハ)治水・灌漑作業に基づく専制支配者の出現により生産余剰が大量に収取されたこと、などの理由によって、アジア的共同体の構成員の大部分は生産方法を改善しえない零細経営の貧農であった。村落共同体は資本主義の発達と共に急速に変質、解体して行くのであるが、アジア的共同体は「水」の使用と管理を中心とする「頑強な構造」―特別な構造―のため、

現在にいたるまで広く残存している。「社会的見地よりすれば村落共同体的体制は、村落民を自由な個人として全部社会の直接の参加者とするよりも、一応、封鎖的な村落社会の一員として、その規制下において全部社会に参加させる。それはあたかも強固な家族制度のもとでは家族全員が個人として直接に社会の一員でなく、その所属する家を通じて社会に加わっているのと同様である。したがって、村落社会においては、個人は二重の枠、すなわち家と村との二重の軛くびきの中にあつて社会に加わるので、家および村の内において忠実な親密な家族であり村民であるが、家および村の外に対して著しく排他的な狭隘なものとなるのである。このような体制のもとでは自由な批判精神は生れず自主的な人格は生長(33)しない」という状態が現れる。アジア的共同体の前資本主義的諸関係の下におかれた農村から工業労働者が供給され、大河内教授のいわれるエートスとしての「出稼型労働」が生じた。労働者の供給源としての農村から、労働者の意識を媒介として都市工業労働者に伝統主義、いわば前資本主義的価値体系、前期的諸関係がもたらされ労働関係に影響を及ぼすことになる。そのさいに前期的意識は労働者だけにとどまらず、資本家階級をも含めた日本人全体の精神的風土を形成することになる。都市においても農村と同じような生活が営まれ、とくに矢島教授が例解としてあげられる企業別組合のごとき村落共同体的組織、いわゆる「小宇宙」がつくられる。村落共同体が、日本人の特殊な意識・性格を生成する「物質的基礎」となるわけである。⁽³⁴⁾

要するに、アジア季節風のもたらす多量の降雨と高温多湿という自然的条件Ⅱ地理的環境が、灌漑耕作に基づいてアジア的村落共同体を形成し、その遺制的残存が政策主体Ⅱ政治支配の形態や社会政策の体系、企業別組合、封鎖的労働市場、終身雇用制、年功序列型賃金制、賃金格差、企業内養成工制度、企業内福利施設等々の社会政策的諸現象と社会政策的事実を、一般的にいえば、日本資本主義の特殊性を生成せしめるのである。これらの諸現象は、アジア

的共同体の広範な遺制的残存という特殊な与件が、資本の一般法則の「作用」に対して「反作用」を及ぼして、資本的作用そのものに「歪み」³⁵「日本の特殊性」を与えていることの現れであるといえる。この場合、「最も根本的主導的な法則性」は、資本の一般法則とそれに照応する資本制的意識であり、その作用が特殊な与件ないし要因からの反作用によって、どのような作用の仕方をするかを解明するのが矢島教授の「アジア的共同体仮説」設定の目的であろう。アジア的共同体は、アジア諸国に共通する基底的な基礎的条件の上に形成されるのであるが、日本と他のアジア諸国との自然的条件の差は多様であるから、細部では資本主義的現象も異なってくる。同様に、欧米諸国においても自然的条件³⁶地理的環境には差異があるため、それら諸国相互間の資本主義的現象も細部にわたっては必然的に異ならざるをえない。東洋と西洋の差異ならびに両地域における各国間の差異も根源的要因を探究するならば、それぞれの国における自然的条件の差異に帰着するのである³⁵。しかしながら、アジア的共同体仮説は地理的決定論ではない。自然的条件³⁶地理的環境に原因を求めるとしても、人間は自然に対して意識的、能動的に働きかけ、自然を変化させて新しい生活条件³⁷生活環境をつくりだすことができるからである。社会の歴史的発展過程で成立する各社会構成体は、自然にたいする支配力が増大するにつれて、自然的条件の影響を受けることが少なくなる。自然的条件を基礎としてアジア的村落共同体は形成されるのであるが、資本の蓄積、技術進歩とならんで水の自主的、平等な共同管理などによって、アジア的共同体の制約から脱することが可能となるのである。また資本の一般法則の作用の進展、換言すれば、資本主義の発達は、村落共同体をしないで解体していくのであるから、それに対応して労働問題あるいは社会問題の性格も変化してゆくことになる。

ところで、企業別労働組合、縦断的封鎖的労働市場、終身雇用制、年功序列型賃金制などの社会政策的諸現象が、

アジア的共同体のもたらす「特殊な封建遺制」から生成するならば、なぜそれらの諸現象が封建遺制の濃く存在した戦前の明治、大正時代に萌芽的な形態でしか現れず、終戦後の高度な国家独占資本主義の段階で明確に現れたか、ということが問題になるであろう。矢島教授によれば、封建遺制は村落共同体を基盤とし、村落共同体の性格を反映するものである。それゆえに教授は日本の封建遺制が、西欧の封建遺制と異なる特殊な封建遺制となったといわれる。アジア的共同体の性格で特徴的なものは、身分関係、家族主義、伝統主義、封鎖性、保守性などであって、これらは灌漑組織(36)Ⅱ水田利用の固定性に由来するとされている。なかでも日本の村落共同体の最大の特徴は身分関係だといわれる。封建遺制一般ではなく、このような共同体の性格を反映する限りで、日本の封建遺制は特殊な封建遺制となるわけであろう。したがって、筆者はつぎのように理解している。封建遺制は西洋にも存在したわけであるから、日本の封建遺制には「通常の封建遺制」と「特殊な封建遺制」との双方が含まれている。戦前日本の資本主義は相対的に小規模であったため、総体として封建遺制を解体してゆくことが困難であった。しかし戦後、資本主義が急速に発達するとともに、換言すれば、資本の一般法則の作用が強力になるにつれて、封建遺制の多くは解消過程をたどった。それにもかかわらず、アジア的共同体の一つである日本の村落共同体は、その「強靱な構造」のため変質しながらも残存し、共同体の性格を反映する特殊な封建遺制が特質を現して、資本の一般法則作用にたいする反作用を顕著にしたのである。誤解をまねく恐れはあるが、簡単にいえば、資本の一般法則の作用が強力になるにしたがって、封建遺制は解体して行き、逆に共同体の特徴的性格が表面化し、資本の「作用」に対して直接的に著しい「反作用」を与えだした、ということができるのではなからうか。封建制の崩壊は同時に村落共同体の崩壊であるともいえるであろう。しかし共同体は封建制よりも基底的なものであるから、封建制が崩壊した後までも残存することになる。とくに、ア

アジア的共同体は頑強な構造のため、封建制が崩壊し資本主義の発展に伴って「通常の封建遺制」が解消した場合にも解体せず、変質しながら強固に残存して、その性格を反映する「特殊な封建遺制」を顕現していくのである。もちろん、資本主義社会である以上、資本の一般法則の作用が基本的、支配的なのであって、特殊な与件からする反作用は、資本の作用の「内容」あるいは具体的な「作用の仕方」¹¹「在り方」を規定するにすぎない。資本の一般法則の作用の進展によって、特殊な与件もしだいに解体して行き、その過程において両要因は相互作用しながら統一して、日本資本主義に特有な諸現象が形成されるのである。

アジア的共同体に起因する特殊な封建遺制は、また政策主体¹²国家の性格に影響を与えるわけである。さらに矢島教授は、「われわれは、ウェーバの述べる家産官僚制に特徴的なる精神的要素を、日本の絶対王制¹³政策主体のなかでより、明らかなる形をもって看取し得るように思われる」といわれている³⁷。ウェーバーによると、通常、資本主義以前の社会は封建制という用語で一括されているが、内容は多種多様である。家産制 (Patrimonialismus) もその一つであり、伝統的支配の一形態である。伝統的支配とは、伝統を神聖不可侵とみなし、支配が、伝統の神聖に基づいている政治体制である。家父長制は伝統的支配の最も代表的な場合であって、ほぼ封建制がこれに属する。家産制を封建制と区別する精神は、支配者の伝統的地位にたいする敬虔・尊敬 (Pietät) と支配者個人への忠誠である。封建制は少数の英雄的戦士による支配であり、家産制は一人の支配者の下での多数の官吏による支配である。家産制にあつては英雄的戦士でなく、「名君」か「民衆の父」が支配者の理想となる。支配者と臣民との服従関係の絆は伝統への尊敬である³⁹。伝統にたいする尊敬に支配の基礎をおく家産的支配者は、ある程度、大衆の好意に依存するため、大衆の福祉に意を用いなければならない。中国、オリエント、古代エジプト、後期ローマ帝国、ビザンチ帝国などは家

産制国家であり、なかでも典型的な家産制国家は中国とエジプトである。絶対主義が後期家産制に属するとするならば、資本主義の発達にしたがい、絶対主義的封建的諸関係は解体し、それと共に家産制的要素も解消していくはずである。しかし、日本では封建制の基本的諸関係が変質しながら、家産制的要素に支えられて残存していることになるであろう。⁽³⁹⁾ 教授は、中国ならびにエジプトで典型的な家産制を成立せしめたアジア社会に内在する条件をも、アジア的共同体に求められる。家産性とアジア的専制が密接な関係にあると考えるならば、矢島教授の論旨からすると、日本における政策主体Ⅱ国家権力の特徴的性格は、本質的に家産制的であり、それに絶対主義的およびポナパルティズム的要素が混入するという複合的性格を帯びるものとなるように思われる。このような特殊な複合的政策主体の性格と日本人全体のもつ前期的、伝統的意識とが相まって、労働者階級の抗争に対する譲歩である社会政策は日本においてほとんど進展しなかった。したがって、政策主体Ⅱ政治支配の形態に対応する社会政策が形式的に実施されても、実効性の著しく乏しいものとならざるをえなかったのである。

以上矢島教授の所説について大略を整理し解説したのであるが、教授の所説は経済史、農業経済学、政治学などの分野などにわたり、複雑で重層構造とでもいうべき形となっており、十分に理解して紹介しえなかったと思う。矢島教授の所説の中で筆者は「アジア的共同体仮説」が、日本と欧米諸国との社会政策的諸現象の差異ないし日本資本主義の特殊性を説明するために、重要な方法の一つであり優れた着想であると考えている。教授の所説の他の特徴である類型論には問題があるのではないでなからうか。筆者も類型学的方法について熟知しているわけではない。しかし教授の叙述において、「政策主体の類型」と「政策の類型」との関連性が明瞭でない部分があるように思われる。

類型とは単なる種的分類や制度論的なものではないであろうから、政策の類型化は社会諸階級の対抗関係に基づく政策の実現順位や実現過程についての歴史的叙述とならざるをえないのではなからうか。矢島教授の「社会理論」が「各国社会政策成立史論」となっている理由の一つはこの点にあるのではないか。社会政策の歴史研究にも社会政策理論が用いられ、社会政策実現の必然性が解明されねばならないが、それは類型化とは異なるものである。ウェーバーの理想的類型学的方法と関係なく、「類型の構成」と「歴史叙述」とは別個のものではなからうか。矢島教授の所説の中には取り上げねばならない多様な問題を含んでいるが、なかでも「社会政策類型論」は教授による社会政策史の研究とともに、今後その所説全体との関連で、より詳細に検討されねばならない重要な課題であろう。

(1) リッケルト「文化科学と自然科学」(岩波文庫、佐竹・豊川共訳)、八八頁。

(2) 同右、一〇〇頁。

(3) 大塚久雄教授はつぎのように述べていられる。「……リッケルトの科学認識論にしたがいまして、ヴェーバーも科学認識の二つの途を考えるわけでありませう。普遍的に妥当する関係概念としての法則を追求するような認識方向と、それからもう一つ、普遍的な——われわれに判りやすい表現を用いれば、歴史的な——意義をもつ個性的な事物概念としての個体を把握しようとする認識方向とを峻別します。しかし、彼はもちろん普遍常識的にやるように法則追求の認識方向を自然科学に、個体把握の認識方向を文化科学(あるいは社会科学)に結びつけてしまうようなことはしない。むしろ、この認識の二つの途は、自然を対象とする自然科学のばあいにも、それからまた人間の営みを対象とする文化科学(つまり社会科学)のばあいにも、どちらにも同じように見られるというわけなのです。その点では自然科学も社会科学もちっとも違わないということ、リッケルト同様に力説するのです。」(『社会科学の方法——ヴェーバーとマルクス——』五五頁)。リッケルトは、「歴史もまた自然科学の如く、特殊なもの、『普遍的なもの』に従属せしめるのである」といっている(『文化科学と自然科学』岩波文庫、佐竹・豊川共訳、一六四頁)。

- (4) マックス・ウェーバー「社会科学方法論」(岩波文庫、富永・立野共訳)、七六頁。
- (5) 同右、七四頁。
- (6) 青山秀夫「マックス・ウェーバーの社会理論」、林道義「ウェーバー社会学の方法と構想」、金子栄一「マックス・ウェーバー研究」、内田芳明「ウェーバー社会科学の基礎研究」参照。
- (7) 小林端五「社会政策(総論)」、四一頁。
- (8) 矢島悦太郎「企業別組合と二重構造の研究方法について(二)——資本の一般法則の作用する『場の理論』——」(経済学論纂第六卷第一号)、二二五—二六頁。
- (9) 小林教授は、「……矢島理論とは一般的には社会政策の国際比較論、特殊的には日本社会政策研究方法論といっても、さしつかえないであろう」といわれている(『社会政策(総論)』一八八頁)。
- (10) 岸本英太郎教授はつぎのようにいわれている。「資本制生産社会にあってもこの国家形態は絶対主義国家でも、ポナパルティズム的国家でも、共和制でも君主制でもあり得る。社会政策史の究明にあつてはこの国家形態の究明は絶対に必要である。我々の社会政策論において主体は国家であり、曖昧さは有しないのである。社会政策の一般的概念の把握に必要な国家は、資本制生産を維持するための、資本の共同事務の遂行のための強力機構であるという一般概念で足りるのである」(『社会政策論の根本問増』題補版、二九七頁)。
- (11) 小林端五、前掲書、四六頁。
- (12) 蠟山正道「政治学原理」、猪木正道「増訂政治学新講」、阿部・有賀・斉藤共著「政治」、飯坂・井出・中村共著「現代の政治学」参照。
- 島崎晴哉教授は、イギリスの一八三二年の選挙法改正について左のように述べられている。「一八三二年の選挙法改正は、『土地貴族にたいして全資本家階級がえた勝利であった』。その時まで、選挙権は権利というよりはむしろ特権であった。改正選挙法は、それにより選挙権者数を選挙法改正直前のそれより五〇%増加させたと云われるが、而もこの改正による議席の再分配は、選挙権者数の増加以上に重大な意義をもった。」(『英国十時間労働法と博愛主義』経商論纂第四六号、八三—八四頁)。これは議会が国家権力の性格を表す政治的地位をえたことを示すものである。

(13) 小山路男「自由主義的改良とその反動(上)」(横浜市立大学論叢第一五卷第三号)、七頁。

石畑良太郎教授は、イギリスの経済自由主義についてつぎのようにいわれている。「中央集権的な施策への強固な反対論の論拠は、空理空論に根ざしたものではなく、社会および経済の諸事象に立脚した相応に高度な伝統主義的思考にうらづけられていたことを、われわれは見すごしてはならないのである。すぐれて伝統主義的思考に依拠するか、あらたな合理性を見出しているの自由放任原理の貫徹を期するか、その間における微妙な差異は存在しえたとしても、総体的な中央集権的施策への反対の主張は、国家ないしは政府の行為・活動の分野を事実上の必要性の最少限度内にとどめおき、それ以外への伸張や介入を一切否認することにおかれたのである」(『イギリス社会改良の一展開——一八七〇年代工場法成立経緯の基礎的分析等——』山中篤太郎博士退官記念論文集所収、二〇四—二〇五頁)。

(14) 榎原信一「社会政策の基礎理論」一〇八—一二〇頁参照。

(15) 矢島悦太郎「社会政策社会理論研究」八一頁。

(16) 高村・小松監修「西洋経済史」、増田四郎「西洋経済史概論」、木村尚三郎編「封建社会の崩壊」、前川貞次郎「絶対主義の時代」、服部之総「絶対主義論」(服部之総著作集第四卷)、小松春雄「概説近代欧州政治社会史」参照。

(17) 福武・日高・高橋編「社会学辞典」(有斐閣)、八四九頁。

(18) カール・マルクス「ルイ・ポナパルトのブリュームメル一日」(国民文庫、村田陽一訳)、一四五頁。

(19) 本池立「ルイナポレオンIIポナパルトの政治思想」(思想一九七二年一月号)、一二五頁。

(20) 大河内一男他共編「教養経済学辞典」(青森書院新社)、二四八—二四九頁。

(21) ポナパルティズムについてはつぎのような見解がある。「ポナパルティズムは決して矛盾のない自明の概念でないことが明白であるにもかかわらず、わが国のマルクス主義的伝統はいまだに、ポナパルティズムと云えば、エンゲルスの『起源』や『住宅問題』の同じ文章を引用し、ポナパルティズムとは第二帝政の統治形態であり、ブルジョアジーとプロレタリアートのあいだの均衡であり、過渡的な例外国家であるという通説の安易なくらかえしが多い」(西川長夫『ポナパルティズム概念の再検討』思想一九七三年一月号所収、四頁)。「仮に均衡という用語を用いるとすれば、ポナパルティズムは全階級のあるいは二つ以上の諸階級の均衡の上に立っているのである。したがって例外国家論的な論点はマルクスのポナパ

- ルティズム論からは取りだせないのである。マルクスはむしろポナパルティズムが例外国家でないことを強調しているように見える」(同右、一九頁)。矢島教授は、「ポナパルト主義的政治支配が成立するためには、国民経済的生産の主たる分野において封建的生産関係が廃棄され、資本主義的生産関係が形成されて、そこに資本と労働とが二大主要階級として成長する基盤がもたらされれば足りる。そのさい、封建的生産関係は主たる資本主義的生産関係の発達に制約され、遺制化されてのみ残存するのであるが、この封建遺制がどれだけ鞏固に残存するかによって、その政治支配は、似而非ポナパルト主義または真正ポナパルト主義となつて現われる」といわれている(『社会政策社会理論研究』一四一頁(注)の12)。
- (22) エンゲルス「家族・私有財産および国家の起源」(国民文庫、村井・村田訳)、二二二―二二四頁。井上幸治編「フランス史」、現代の理論社編「マルクス・コメンタールV」参照。
- (23) 矢島悦太郎編「社会政策概論」一一四頁。
- (24) 矢島悦太郎「社会政策社会理論研究」一八一―一八二頁。
- (25) 同右、一―二―一九三頁。
- (26) 大塚久雄教授は、「……われわれの用いる諸概念と理論はそもそも限られた史実を基礎として構想されたものであり、つねに何らかの程度で仮説 Hypothese に過ぎず、したがってまた当然に一層豊富な史実に基づいて絶えず検討しなおされ、訂正或いは補充され、再構成されねばならない」といわれている(『共同体の基礎理論』一一二頁)。
- (27) 矢島悦太郎、前掲論文、二〇頁参照。
- (28) 大塚久雄「共同体の基礎理論」六一―四二頁、河野健二「世界史のなかの明治維新」(河野健二編『講座マルクス主義7・歴史』所収)、一九九―二一四頁参照。
- 矢島教授は、「アジア的生産様式論」と「共同体理論」との関係についてつぎのようにいわれている。「……マルクスのアジア的生産様式論とは、その理論を構成する要因的素材に分解して究明するならば、それは結局において、アジア的共同体の理論ということに帰着する。……アジア的生産様式そのものは、わが国においては遠く古代の平安朝時代に解体してしまつたのだから、その理論を現代に適用するばあい、誤解を避けるために、アジア的生産様式論に内包される理論ではあるが、卒直にこれを、マルクスの共同体理論と称する方がより適切であるように思われる」(『企業別組合と二重構造

- の研究方法について(四)——資本の一般法則の作用する「場の理論」——『経済学論纂第七卷第六号、一二—一三頁)。本稿では、「アジア的生産様式論」全般については扱わず、最初から「共同体理論」を前提として行くことにしたい。
- (29) 矢島悦太郎、前掲書、一九三—一九四頁。同「企業別組合と二重構造の研究方法について(三)——資本の一般法則の作用する『場の理論』——」(『経済学論纂第六卷第四号)、二〇—二二頁参照。
- エンゲルスはつぎのように述べている。「……かんじんなことは、どこでも政治支配の基礎には社会的な職務活動があったということ、また政治的支配は自分のこの社会的な職務活動をはたしたばあいだけ長くつづいたということ、確認することだけである。どれだけ多くの専制支配がペルシャやインドでおこり、またほろびていったにしても、それらのみな、自分がなによりもまず河川流域の灌漑の総負人であることを、よく知りぬいていた。この国々では、灌漑をおこなわずには、農耕は不可能なのである」(『反デュリング論(2)』国民文庫、村田陽一訳)、三四三頁。
- (30) カール・マルクス「資本主義的生産に先行する諸形態」(国民文庫、手島正毅訳)、二二—二四頁参照。
- (31) 中村吉治「日本の村落共同体」一一五—一六四頁参照。
- (32) 同右、一四一頁。
- (33) 栗原藤七郎「東洋の米西洋の小麦」二一六—二一七頁。
- (34) 大河内一男「賃労働における封建的なるもの」(『社会政策の経済理論』所収)、二〇八—二二六頁、同「黎明期の日本労働運動」一一—一八頁、小泉幸之助「労働経済論」二四—三〇頁参照。
- (35) 矢島悦太郎編「社会政策概論」一一三—一二二頁、矢島悦太郎、前掲論文、七—八頁参照。
- (36) 矢島悦太郎「日本資本主義の特殊性解明のための方法的再検討——宇野理論の方法論批判——」(『経済学論纂第九卷第四号、一四—一六頁)、二一八頁参照。
- (37) 矢島悦太郎「社会政策社会理論研究」一八七頁。
- (38) 同右、一八六—一八八頁参照。
- (39) マックス・ウェーバー「官僚制」(角川文庫、阿閉・脇共訳)、ラインハルト・ベンディクス『マックス・ウェーバーその学問の全体像』(折原浩訳)、安藤・内田・住谷編集「マックス・ウェーバーの思想像」、青山秀夫「マックス・ウェーバ

Ⅰの社会理論」参照。

〔付記〕 第一項から第三項までは、「帝京経済研究第六卷第一・二号合併号」に掲載された小論を要約訂正したものである。第三項の「注」に付けた引用文と説明はすべて省略した。